

**新**

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金

対象：  
 ・2021年4月以降に緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業主  
 ・2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少  
 ・神奈川県感染拡大防止協力金の支給対象者は給付対象外  
 支給額：中小法人等 上限20万円/月 個人事業主等 上限10万円/月  
 スケジュール：5月中旬に制度詳細の公表、6月以降に給付規定及び申請要領の公表予定  
 申請方法：オンラインのみの見込み  
**登録確認機関の事前確認が必要**

月次支援金 事務局 相談窓口  
 0120-211-240  
 受付時間 8:30~19:00

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

対象：  
 ・緊急事態宣言に伴い売上が減少した中小法人・個人事業主  
 ・2019年又は20年比で、21年の1,2又は3月の売上が50%以下  
 ・神奈川県感染拡大防止協力金の支給対象者は給付対象外  
 支給額：法人60万円以内 個人事業主30万円以内  
 申請期間：3/8(月)~5/31(月)  
 申請方法：オンラインのみ  
**登録確認機関の事前確認が必要**

一時支援金事務局 相談窓口  
 0120-211-240  
 03-6629-0479



**締切5月末日!**

**新**

神奈川県 感染拡大防止 協力金 第9弾

期間：4/20(火)~4/27(火) 4/28(水)~5/11(火)  
 対象：食品衛生法に基づく飲食店営業 又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等  
 要請：5時~21時の時間短縮営業 5時~20時の時間短縮営業  
 内容 (酒類の提供は11時~20時) (酒類の提供は終日停止)  
 協力金：前(々)年度の売上高 10万円以下/日の店舗：2.5万円/日 前(々)年度の売上高 10万円以下/日の店舗：4万円/日  
 前(々)年度の売上高 10万円超 /日の店舗：上限20万円/日 前(々)年度の売上高 10万円超 /日の店舗：上限20万円/日

協力金(第9弾)コールセンター  
 045-522-2431  
 月曜から金曜(祝日は除く)9時から17時まで



神奈川県 感染防止対策用 アクリル板等の貸出

アクリル板、サーキュレーター、加湿器、CO2濃度測定器を無償貸出  
 対象：飲食店営業許可書を有する事業者限定  
 貸出期間：6週間  
 貸出期間終了後、4分の1の価格で購入または返却を選択  
 ※購入いただく場合の価格 アクリル板750円、サーキュレーター1,300円~2,400円、CO2濃度測定器3,500円~3,740円

横浜会場(全ての品目)  
 080-7486-6356  
 平日9時30分から12時00分/14時00分から16時00分  
 横須賀会場(アクリル板のみ)  
 046-813-1275  
 平日9時00分から11時00分/13時00分から15時00分

雇用調整助成金 / 緊急雇用安定助成金

一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等を助成  
 1人1日：上限15,000円  
 助成率：最大10/10

神奈川助成金センター  
 045-650-2801  
 雇用調整助成金コールセンター  
 0120-60-3999

住居確保給付金

休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額(上限あり)を支給  
 原則3ヶ月間(最長12ヶ月間)

支給申請受付場所  
 インクル相談室鎌倉  
 住所：鎌倉市大船1-23-19秀和第5ビル3階  
 電話：0467-46-2119  
 FAX：0467-47-9290

新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金

事業主が休業させ、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった方に対して、労働者の申請により、支援金・給付金を支給  
 平均賃金の最大80%(上限：1日当たり11,000円)  
 ※大企業のシフト労働者等も対象に追加

新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金  
 コールセンター  
 0120-221-276

緊急小口資金

休業等による収入が減少した方  
 世帯貸付限度額：最大20万円  
 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除(下段 総合支援資金も)

鎌倉市社会福祉協議会  
 0467-23-1075  
 個人向け緊急小口資金総合支援 資金相談  
 コールセンター  
 0120-46-1999

総合支援資金

収入の減少や失業等により生活に困窮する方  
 貸付限度額：(単身世帯) 月15万円 (複数世帯) 月20万円  
 再貸し付けを含め最大180万円

**申込期限6月末まで**

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の償還免除

償還免除は、資金種類ごと一括して実施。具体的には、  
 ①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、  
 ③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付  
 ○借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象  
 そのほかの世帯員の課税状況は問わない

ただし、総合支援資金の延長貸付については、令和3年3月末までに総合支援資金の初回貸付を申請した世帯をもって終了する

かながわPay

QRコード決済すると最大20%ポイント還元  
 【付与上限合計4,000円相当】  
 利用期間：2021年7月1日~2021年9月30日 加盟店申請受付中

かながわPay  
 キャンペーン事務局  
 0570-783-661 (10:00~19:00)

略歴●昭和46年、横浜市生まれ●妻と子3人の5人家族●希望ヶ丘高校、亜細亜大学法学部卒●衆議院議員秘書などを  
 経て、鎌倉市議2期●平成31年神奈川県議会議員初当選●特定行政書士、宅建士、防災士、マンション管理士●鎌倉ガー  
 ディアンズ 創設メンバー●NPO法人鎌倉みまもり 副理事長●早稲田ゆき後援会幹事●高校ではラグビー部●空手道場  
 「尚武館」茶帯●深沢中PTAソフトボール所属●常盤共栄会理事●常盤八雲会特別会員●鎌倉市体育協会顧問●鎌倉市管  
 工事業協同組合顧問●鎌倉市ラグビー協会顧問





## 県政レポート

県政レポート 2021年5・6月号

編集・発行 立憲民主党・民権クラブ鎌倉市政務活動事務所  
〒247-0056  
鎌倉市大船1-9-1-2F  
電話 0467-84-9697 FAX 0467-84-9698

お気軽にお問い合わせください  
e-mail : info@masatakeino.net  
HP : https://www.masatake.info/



鎌倉市議選にて立憲民主党公認 **岡田かずのり**さんが当選されました。鎌倉市政について岡田かずのりさんとさらに連携を深めるとともに、**早稲田ゆき**衆議院議員と連携し、国県市で連携して取り組める体制ができました。

市民の皆様のご意見、ご要望を少しでも多く市政、県政、国政へ反映していけるようより一層尽力して参ります。



### 県議として2年間の取り組み

2019年4月から県議会議員としての任期がスタートし、現在、2年が経過し折り返しとなりました。これまでの取組みを振り返ってみます。

#### 2019年～2020年の取組み（1年目）

#### 2020年～2021年の取組み（2年目）

- **地域防災力強化事業費補助** 10億円→12億円に2020年度に拡充（2019.6.26防災警察常任委員会にて提言）
- 2019年の台風15号、台風19号に限定されていた**被災者生活再建支援法と同等の県独自の救済制度**を公平性の観点から他の災害でも救済されるよう恒久化（2019.10.16防災警察常任委員会、2020.12.9防災警察常任委員会にて提言）
- **古都鎌倉の県有緑地の樹木の伐採などの維持管理や防災工事の取組強化**（2019.10.25決算特別委員会で提言）
- **特殊詐欺対策～迷惑電話防止機器購入への補助**（2019.10.31決算特別委員会にて提言、会派予算要望書に盛り込む）

- 『**13人の鎌倉殿**』を契機とした**観光振興の実現**  
大河ドラマゆかりの地を周遊のため、周遊マップの作製や非接触型のデジタルスタンプラリー、鉄道事業者と連携したプロモーション、観光かながわNOWの中に特設ページを設ける、13市町に神奈川県「鎌倉殿の13人」連絡協議会設立、13市町が参加（2020.9.17一般質問、2021.3.10経済・産業振興特別委員会にて提言）
- **鎌倉彫などの伝統工芸品産業振興の推進**  
「かもめクーポン」下限の引き下げ（7月までに検討）、技術の承継や、商品開発力の向上のためのベテラン技術者、プロダクトデザイナー等の専門家を伝統鎌倉彫事業協同組合に派遣（2020.9.17一般質問、2020.12.11経済・産業振興特別委員会にて提言）
- **鎌倉市内の海岸保全施設の整備の促進**

の検討。坂ノ下地区において、約2メートルのかさ上げをする必要があり、地元の方々と眺望との関係で、1メートルのかさ上げであれば合意形成が図られるといった場合は、鎌倉市のまちづくりや避難体制の確保状況を踏まえ、総合的な観点から柔軟に対応（2020.9.17一般質問、2020.12.10建設・企業常任委員会にて提言）

- **県営住宅 修繕工事の効率的な運営を提言**  
県営住宅の畳工事については、退去者が退去時に表替えを行う仕組みとなっているところ、その後、次の入居者が決まらず長期間経過した場合で次の入居者が決まった際に再度県が表替えなどの畳工事を行っていたことについて、非効率と指摘し退去者が負担する修繕工事費を金銭で清算することを提言（他の自治体を調査の上、導入方法について検討）（2021.3.4建設企業常任委員会にて提言）
- **浄水場の非常用電源設備の燃料備蓄**

水道施設停電対策 停電が断水につながらないように水道施設停電対策を提言。従来の備蓄に加え、2021年度より石油製品販売事業者が備蓄している燃料の一定量を平常時から企業庁専門として確保し、緊急時にその確保した燃料を各浄水場へ確実に運搬給油する協定締結。寒川浄水場28時間、谷ヶ原浄水場42時間、烏屋浄水場24時間の備蓄→各浄水場とも約72時間継続して稼働できるようになる（2020.6.26建設企業常任委員会、2021.3.8建設企業常任委員会にて提言）

### 市民要望実現しました

県道 腰越大船線の歩道を拡幅（西鎌倉小沿い）

九品寺前交差点に交通標識の新設



後



前



後



前